



Title	ベトナム憲法における基本的諸問題
Author(s)	グエン, ニュー ファット; 伊澤, 亮介; 福井, 康太
Citation	阪大法学. 2016, 65(5), p. 181-201
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/75467
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ベトナム憲法における基本的諸問題

グエン・ニユー・ファット

伊澤亮介／訳・福井康太／監修

一 問題提起

二〇一三年一月二八日、第一三期国会、第六回会議において、ベトナム社会主義共和国憲法（改定）〔二〇一三年憲法とも呼ばれる〕が絶対多数（四八八人中四八六人の国会議員が賛成した。それは国会議員の総数の九九・五九%を占める数である）⁽¹⁾で可決された。

一九九二年憲法に比べて、二〇一三年憲法は、内容と編纂手法の両面において多くの新しい点がある（例えば、構成について…この憲法は一一箇章、一二〇箇条にとどまっており、一九九二年憲法に比べ、一箇章、二七箇条少ない。その一二〇箇条の内、新たに一二箇条が作られ、七箇条はそのままの形で残され、一〇一箇条が、改定、増補されている。また、六つの段落、五三六字を有する一九九二年憲法の前文は、より簡略かつ簡潔な文章に改められ、三つの段落、二九〇字にとどまっている）。また、この憲法は、社会主義への過渡期における、民主の意味、国家の発展、制度について、より明確に、かつより充実した形で述べており、政治制度、経済、文化、教育、科学、工業と環境、人権、市民の基本的権利と義務、祖国防衛、国家機関の組織、そして、憲法の効力と改正について、

料

資

明確かつ適切に、また十分に規定している。

本報告は、シンポジウムでの報告という制約があり、シンポジウム組織委員会の要望に従い、憲法のすべての内容について述べることはできないし、その必要もないと考える。

したがって、この資料では、二〇一三年憲法の内容について考察するにあたり、一九九二年憲法及び同二〇〇一年修正と比較するというアプローチで、多くの学者の意見を参照しながら、いくつかの基本的な内容を挙げるにとどめたい。

二 二〇一三年憲法におけるいくつかの新しい内容

1 政治制度について（第一章）

民主と人民主権についての思想「[が明示されたこと]」は、この憲法におけるひとつの進歩であり、これは「各規定とともに」前文において述べられている。その前文は、人民主権を明示して、以下のように規定している。「ベトナム人民は、富民、強国、民主、公平、文明という目標のために、この憲法を制定し、施行し、擁護する」。また、憲法の各規定は、人間中心、人民主権を顕揚するという考え方を明確に述べている。この憲法は、異なる階級に属し、異なる世代に属し、異なる環境に属するすべての人についての規定を継承、発展させ、すべての人がともに発展できる条件をつくりだす、としている。

人民主権と国家の性質はこの憲法の第二条に記されている。それによると、ベトナムは「人民の、人民による、人民のための社会主義的法治国家である」。ベトナム社会主義共和国は、人民が主人であり、その意味するところは、国家のすべての権力は人民に帰属「することである」。そして、その人民の基盤となるのは、労働者階

級、農民階級と知識人層の間の連帯である。

二〇一三年憲法は、国家権力行使の原則を以下のように規定している…「国家権力は統一されており、立法権、法執行権および司法権それぞれの実現において、各国家機関間で「権限を」分担し、協同し、「相互に」抑制される」。

これによると、「権力を抑制する」ということが、法治国家の一つの原則であり、わが国の国家権力の行使における新たな課題である。この原則は、憲法の各章において、述べられている。

これまでの憲法と国家による実践が軽視してきた一つの新しい課題は、直接民主制である。一九九二年憲法では、人民がただ国会と人民協議会を通じてのみ「国家権力を行使するとされていたのに対し」、二〇一三年憲法は、人民が、直接民主制により、あるいは国会、人民評議会およびその他の各国家機関を通じた代表民主制により、国家権力を行使する（第六条）ための方法をより具体的に規定している。

2 政権党の問題について（第四条）

現代ベトナムでは、今日に至るまで唯一共産党だけが国を指導し政権を握ってきたということは、歴史的な事実である。ベトナム共産党は意志堅固で、革命の経験に富み、ベトナム民族の利益に忠実な党であり、ベトナム民族を指導して政権を獲得し、また政権を指導して、引き続き、富民、強国、民主、公平、文明という目的をもって、新たな社会を築いてきている。

新たに承認された二〇一三年憲法もまた、憲法における共産党の指導的、執政的地位について、基本的には是とする考えを有している。

二〇一三年憲法では、党による指導は、同第四条に、以前と同様だがそれよりも新しい考えのもとに、まとめて記されている。

(1) ベトナム共産党は、労働者階級の先導隊であると同時に、働く人民およびベトナム民族の先導隊であり、マルクス・レーニン主義およびホーチミン思想を思想的基盤として採用し、労働者階級、働く人民および全ての民族の利益を忠実に代表する国家と社会の指導勢力である。

(2) ベトナム共産党は、人民と密接に結びつき、人民に奉仕し、人民の監察を受け、自らの決定につき人民に責任を負う。

(3) 党の各組織およびベトナム共産党の党員は、憲法および法令の範囲内で活動する。

以前の憲法に比して、二〇一三年憲法における、党による指導についての規定には、以下のような、いくつかの注目すべき点があることがわかる。

一点目として、「それらの規定は」党の性格についてより明確に、十分にかつ忌憚なく検討している。党は、誤りも、欠点もあるが、しかし未だ人民（制憲権の主体）によって、信任され、党の整理、構築の日増しに高まる要求に応える責任を負わされている。別の言い方をすると、二〇一三年憲法が、党について「働く人民およびベトナム民族の先導隊」の役割を持つものとして規定したことは、党による指導に対する人民による承認を明記するといえるばかりではない。より重要なことは、党に責任を負わせる、つまり、自らの先導隊の地位において、さらに奮闘し、努力する立場に党を置いている、ということである。

二点目として、二〇一三年憲法における党による指導についての規定のなかで、重要な意味を持つ新しい点は、同第四条第二項に記されている。そこでは、人民との関係における党の責任を明確に定めており、人民と密接に繋

がり、人民に奉仕し、人民の監視を受け入れ、その決定が国家と人民の利益に影響を与える場合は、自らの決定について、人民に対し責任を負わなければならないことを強調している。また、人民が党の組織、活動を監視し、党に明確な責任を負わせることができるように、二〇一三年憲法は、党の組織だけでなく、「ベトナム共産党の党員は、憲法および法令の範囲内で活動する」と定めている。⁽⁴⁾

3 人権と、市民の基本的な権利と義務について（第Ⅱ章）

一般的な認識によれば、「二〇一三年憲法には」確かに更に議論が必要な問題が多く残され、また多くの人がなお十分に満足してはいないが、しかし、修正憲法の人権規定は、これまでの規定に比べても、より進歩的、現代的な方向で修正されている。具体的には、以下の通りである。

（1）人権は、権力に関する規定において述べられるばかりではなく、憲法思想全体を貫く問題であり、政治制度の基礎を成している。この考えのもと、憲法では、第Ⅰ章に、人権に関わる政治制度の基本的原則の規定を置いている。「国家は…（中略）…人権と市民権を公認し、尊重し、擁護し、保障する。すべての人が、豊かで、自由で幸福な生活と、発展の条件すべてを享受できる…（以下略）」。また、第六条では次のように規定されている。「人民は、直接民主制により、あるいは国会、人民評議会およびその他の各国家機関を通じた代表民主制により、国家権力を行使する」。

以上の規定から分かるように、人権は、民主制度と人民主権の基礎の上に規定され、その実行を保証されなければならない。

（2）人権は、最初にその保障と実施の原則について規定されている…

・「二〇一三年憲法は」ベトナム社会主義共和国の人権、市民権を公認し、尊重し、擁護し、保障する一貫した観点と政策を定め、人権と市民権を制限する際の原則について規定している（第一四条）

・人権と市民権を認め、実行する際の原則を確定している（第一五条、第一六条）

・ベトナム市民の定義と、国家がベトナム市民を保護する責任を規定している（第一七条）

・外国に定住するベトナム人の役割と、外国に定住するベトナム人がベトナム民族の文化的特色を維持、発揮し、家族および故郷との緊密な関係を維持し、故郷や国土の建設に貢献することを奨励し、そのための条件を創出する政策を記している（第一八条^⑤）。

（3）二〇一三年憲法は人権の認識の仕方に正確性を欠いていた旧来の考え方を乗り越えている。同憲法によると…

一点目として、「人権規定を」（従来の）第Ⅴ章の位置から「現在の」第Ⅱ章に移したことは、偶然でも、機械的なものでも、全くない。各種人権の体系を、政治体系についての章の直後に配していることから、憲法は、民主的で法治的な制度のもとでの人権の意義と価値について、新しい考え方を有していることが分かる。多くの国が、その憲法の前文の直後に人権について規定しているが、ベトナムでは、前文の直後の部分は憲法の政治―法律についての重要な進歩を記す箇所であるとみなされている。そこで、一九四六年憲法と同様に第Ⅱ章に人権の章を置いているということは、「国家機関の組織と活動とにおける人権尊重の思想と観点の特徴を明確に表現している。この位置に人権の章があることから、国家のすべての活動は、等しく人権を基礎とする、つまり人権を自らの活動と貢献の目指すべき目標としなければならない、ということが理解されるのである^⑦」。

二点目として、「人権に関する」章の題名を変えて、「人権、市民の基本的な権利と義務」としたことは、理に

適っている。これは、人権と市民の権利・義務の間を明確に区別することを表現している。また、同時に、第Ⅱ章の各規定においても、明確に、わかりやすく、人権と市民権を区別している。一般に、人権に関する規定は、「すべての人は」で始まり、市民権に関する規定は、「市民は」で始まる。この「公式」によって、人権と市民権の間の区別は明確に表現できている。

三点目として、二〇一三年憲法では、法文の表現の仕方を変えることによって、国家が人および市民に権利を付与するという思想が表現されていたという問題を、かなりの程度克服している。つまり、以前の憲法における「国家が保証する」、「国家が条件を創出する」といった表現が、「すべての人が権利を持つ」あるいは「市民は権利を持つ」という表現に変更されているのである。

その他、人権と市民の基本的権利の内容の混同（前憲法の第五〇条）は解決され、新憲法第一四条に規定されている。この条項「の規定」は全く理に適っている。なぜなら、権利主体という意味において、「人」と「市民」は同一ではないからである。

四点目として、今回の憲法では、多くの条項で「法律の規定に従って」という規定を取り除いている。このことは、憲法規範が最高の価値を有すること、そしてそれを直接適用できるということを認めるといふ進んだ考え方に立っていることを推測させる。このことは、憲法が人権を保障し、促進し、実施することについての国家の責任を認め、国家にそれを負わせるという精神に基づくものであり、人権について憲法を実施するための重要な前提となるだろう。

（4）二〇一三年憲法は、ベトナムが参加する国際社会あるいは国際的な人権法「に認められた」重要ないくつかの権利を書き加えている。

これまで、一九九二年憲法は、経済的、社会的、そして文化的な権利にあまりにも関心を集中させすぎており、他方で公民的、政治的権利、すなわち、「古典的」、「伝統的」かつ現在でもなお世界各国憲法の人権規定において主要内容である権利について、十分に関心を払ってこなかったとする見解は有力であった。⁽⁸⁾一九九二年憲法における公民的、政治的権利のリストは、国際社会が承認し、多くの人権に関する国際公約に明記されたいくつかの重要な権利を、なお欠いていた。それは、生存権、奴隷にされない権利、強制労働をさせられない権利などである。このような意見を受けて、二〇一三年憲法は、生存権についての規定を加え、強制労働を厳禁した。これと同時に、二〇一三年憲法は、他の重要ないくつかの権利も更に付け加えている。「付け加えられたのは」まず、市民が民族を確定する権利、母語を使用する権利、コミュニケーションのための言語を自由に選択できる権利と、すべての人が良好な環境で生きる権利、そして更に、新しい他の多くの権利や人権についての新しい思想に適合するように修正された各権利などである。

その他、二〇一三年憲法は、多くの規定の中で、人権を保障し、促進し、実施することについての国家の責任をより明確に規定している。⁽⁹⁾

4 経済、文化、教育、科学、工業、社会平等の保障、環境保護の体制について（第Ⅲ章）

憲法は、経済、文化、教育、科学、工業の発展と環境保護についての綱領で確定された党の考えを具体化している。つまり、そのような考えを、より基本的に包括的な問題を規定するという方向で、各条項にまとめている。これは、党とわが国の揺るぎない発展と経済成長を、文化、社会、教育、科学、工業と環境保護に結び付けるといふ考えを具体化することを意味している。具体的には…

・「経済構成要素」について(第五一条)・・憲法は、わが国の社会主義志向を保障するために、ベトナム経済は、複数の構成要素、複数の所有形式を伴った社会主義志向の市場経済であると規定している。各構成要素は皆、公平かつ競争に開かれた、相乗的に発展する経済の重要な一部である。

・「土地」について(第五三条、第五四条)・・憲法は、土地は国家の特別な資産であり、国土を発展させる重要な力の源泉であると定めている。これまでと同様、土地は全人民の所有に属すると定めていることに加えて、二〇一三年憲法は、市民の土地使用権尊重の要求を認めている。

この点、現在のわが国の発展のための条件として、経済・社会の発展計画を実現するために、土地を収用することとは依然として必要である。しかし、広大な土地を、随意に接収するという状態を避けるために、憲法は、経済・社会の発展計画を実現するための土地の収用は、国家、公共のための目的に直接結びついていなければならない」と規定している。この考えに基づいて、憲法第五四条第三項には、以下のように規定されている。「国は、法律に基づいて、国防、安寧「のため」、また国家、公共の利益となる経済・社会の発展という目的のため真に必要な場合、組織、個人が使用している土地を収用する。土地の収用は、公開され、透明性が「なければならず」、法令の規定に基づき賠償されなければならない」。

・「経済、文化、教育、科学、工業の発展と環境保護」について・・基本的には、一九九二年憲法の各分野の内容を踏襲しているが、それは総括的にのみ述べられており、綱領で定められた基本方針を挙げるにとどまっている。具体的な問題については、法律によることになるであろう。⁽¹⁰⁾

5 国家機構の組織について

二〇一三年憲法は、一九九二年憲法における国家機構の性格と全体モデルを引き続き踏襲しながら、立法権、法執行権および司法権それぞれの実現において、各国家機関間で「権限を」分担し、協同し、「相互に」抑制する、という原則をより明確にし、立法権、執行権、司法権それぞれの主体を明確にし、さらに、憲法規定によっていくつかの機関を増設した。増設されたのは、国家選挙評議会と国家会計検査院である。

(1) 国会について(第V章)

国会とその各機関の位置づけ、役割、組織構成と任務、権限については、基本的に一九九二年憲法の規定が維持されている。しかし、同時に、立法権を実現するという役割に「適合するように」、また立法権、執行権、司法権を実現する各機関の相互関係に適合するように、修正、増補が行われている。具体的には、以下の通りである。

社会主義志向の市場経済を発展させるという条件のもとで、「二〇一三年憲法は」国土の経済・社会発展計画を決定する「国会の」権限を、明確かつ実現可能な形で、より合理的に規定し、国土の経済・社会発展の基本目標、指標、政策、任務を決定する(第七〇条第三項)とした。これによって、国会と政府の役割、責任と相互関係が明確にされた。

「また」最高人民裁判所所長の提案に基づいて、「二〇一三年憲法は」最高人民裁判所裁判官の選任、免職、解職を承認する権限を国会に付加している。このことは、司法権の実施機関との関係において国会の役割を明確にするものであり、司法改革の精神に依拠する、裁判官の地位を高めることを目的とする、人民裁判所の改革モデルの要求に合致している(第七〇条第七項)。

「さらに二〇一三年憲法は」省、中央直轄都市未満の行政単位の境界の調整権限を国会常務委員会に付与してい

る。これによって、国会の常設機関である国会常務委員会の権限を明確にしている（第七四条）。

「これとあわせて」一九五九年憲法、一九八〇年憲法の諸規定を承けて、二〇一三年憲法は、国会常務委員会が、ベトナム社会主義共和国特命全權大使の選任、罷免の提案を承認すると規定している（第七四条）。

（2）国家主席について（第Ⅵ章）

二〇一三年憲法は、「これまでの憲法に引き続いて、」国家主席は国の最高位にあり、対内的にも対外的にもベトナム社会主義共和国を代表し、人民武装勢力を統括し、国防および安全評議会議長の職に就く、と定めている。また、立法、行政、司法のそれぞれの分野における国家主席の権限および国会、政府、司法機関との関係について明確に規定している。これと同時に、将級、準提督、副提督、海軍提督の軍位について、任命、昇格、降格、剥奪を決定し、「また」総参謀長、ベトナム人民軍政治総局長を補任、免任、解任するという、国家主席の人民武装勢力統括の役割をより明確に規定した。さらに、これとともに、国家主席が長となる国防および安全評議会の、地域および世界における平和防衛貢献活動への人民武装勢力の参加を決定する権限の規定を追加した。

（3）執政府について（第Ⅶ章）

二〇一三年憲法では、一九九二年憲法の諸規定と比較して、国家に関する諸規定の中で、おそらく執政府についての規定が最も大きく修正されたと言えるであろう。

一九九二年憲法と比べると、二〇一三年憲法には全体的な構成の変更があり、第Ⅷ章以降の政治についての規定も、第Ⅶ章の規定に移動されている。「今回の」修正、増補を通じて、政治についての規定は「一九九二年憲法の」九箇条から、第九四条から第一〇一条までの八箇条に整理されている。

「二〇一三年憲法もまた、」一九九二年憲法と同様、執政府は国会の執行機関であり、ベトナム社会主義共和国

最高の国家行政機関であると定めている。「新たに」増補されたのは、執政府が法執行権を行使する機関であることを明確化させた、という点だけである。新しい規定によって、一九九二年憲法が権力構造について立法、執行、司法から成り立つと定めながら、法執行権がどの機関によって行使されるのか明記していなかったという欠陥が是正された。このように、執政府についての観念がより明確化され、「行政」の要素の他に、「法執行」の要素が書き加えられている。それと同時に、この規定は、第二条第三項に定められている「国家権力は統一されており、立法権、法執行権および司法権それぞれの実現において、各国家機関間で「権限を」分担し、協同し、「相互に」抑制する」という原則と適合している。

上述の国家権力実現の原則と国家機構の構造に適合する形で、一九九二年憲法と同様、二〇一三年憲法もまた、執政府は国会に責任を負い、その活動を国会、国会常務委員会、国家主席に報告すると規定している。

その各規定の中で、以下のような注意すべき新しい点がある。

一九九二年憲法に見られた、執政府の「その他のメンバー」という不明確な文言を、「省同格機関の長」という具体的な職名に代えた。一九九二年憲法の運用を通じて、執政府の「その他のメンバー」とは、「省同格機関の長」以外にはなく、また他の職名を加える必要もない、ということが明らかとなったからである。

新憲法は、執政府の構成と人員の数を決める権限は国会の権限に属すると認めた。

また、一九九二年憲法は、首相は執政府の活動を指導すると規定していたが、二〇一三年憲法は、首相の執政府の長としての地位、役割、そして権限と責任をより明示的に定めている。これは新しい点であるが、この規定は、執政府が首相制度を運用する、ということの意味ではない。『執政府が首相制度を運用する』とは、首相が内閣を組織して、各大臣を指名するなど、首相の権限が強い制度のことかと思われる。だが、ベトナムでは、各省大臣

は、首相が任免するわけではない」。

「国家機構の」責任関係は、執政府にとって特別な問題であり、国家行政管理上の権限、役割、責任の要素を反映している。二〇一三年憲法は、「執政府首相は政府の長であり、執政府の活動および委ねられた任務について国会に対し責任を負う」と明確に規定している。この規定によって、憲法制定者は、「執政府」という実体と、執政府首相との間の責任を明確に分けた上で、再度関連付けている。この中で、責任は、首相に属すると定めている。これによって、以下のような、一九九二年憲法の概括的な規定の欠点を補っている。それは、「執政府首相は、国会に対して責任を負い、国会、国会常務委員会、国家主席に業務報告をする」という規定である。

それに加えて、以下のような、他の責任関係の規定がある…

執政府副首相は、執政府首相の割当てに従って執政府首相が任務を果たすのを補佐し、割当てを受けた任務について執政府首相に対し責任を負う。これは、執政府副首相と執政府首相の間の責任についての新しい規定である。

大臣、省同格機関の長は、担当の割当てを受けた部門、領域について執政府首相、執政府および国家に対し個人責任を負い、その他の閣僚と共に、政府の活動について集団責任を負う。この規定について、責任関係は、一九九二年憲法と同様に規定されているが、新しい点は、大臣と、省同格機関の長に対する二つの責任関係が明示されたことである。すなわち、執政府に対する個人責任と、その他の閣僚とともに負う、執政府の活動についての集団責任が明記されたのである。この規定は、合理的であり、執政府の集団的活動を強調することに適している。

新憲法の第九八条は、八つの問題群について、執政府の任務と権限を規定している。

その規定の中には、以下のようないくつかの新しい点がある…

第一は、執政府は法執行権を行使する機関であると定めている、という点である。新憲法は、執政府の法律執行

の任務を明確に規定し、それを最初に置いている。

第二は、法律を執行する過程において、政策（法を執行し、国を建設し、発展させる政策）を決定する権限を認めている、という点。

第三は、省、省同格機関の設立、廃止の決定をするよう国会に上程する任務と権限は、首相から執政府に移された、という点。この規定から、執政府の集团的な役割を強化しようという傾向が見て取れる。

第四は、行政単位と国土を確定し、組織することは大きな問題であるところ、省、中央直轄都市未滿の行政単位と国土の調整の権限が、執政府から国会常務委員会に移された点である。

第五は、国家主席の委任に基づき、国の名において国際条約に関する交渉を開始し、署名する任務と権限を加えた点である。この規定には、この分野における国会と、国家主席、執政府の権限をより明確に分離したということが表われている。

第六は、執政府の法律をつくる任務の実現に関して、憲法は、法律、法令の作成プログラムの決定における国会の任務と権限の規定を削除している。このことは、法律、法令を考案、策定することにおいて、執政府（および、その他の機関、組織）に主導権を与え、機動的に対応させるものである。¹¹⁾

（4）人民裁判所について（第八章）

新憲法は、人民裁判所の機能、任務、権限と活動の原則については、基本的に一九九二年憲法の規定を踏襲しながら、人民裁判所は司法権を実現するという規定を追加している。さらに、裁判所の組織系統に関する規定を修正し、憲法では（司法権行使の主体として）具体的な裁判所の等級は定めず、法律によってそれを定めるという方針に沿った司法改革の考えに合致するようにしている。

(5) 人民検察院について(引き続き第Ⅷ章)

「一九九二年憲法同様、二〇一三年憲法もまた」検察院の機能、任務、権限は公訴権の行使と司法活動の檢察であると定めているが、新憲法は公訴権の行使と司法活動を檢察する際の檢察員の活動原則をより明確にしている。さらに、檢察員の組織系統を修正して、司法改革の考えに沿うようにしている。国家機構の組織系統における檢察員の位置とその機能を変えなかったことは、一般的な原理と(党の)政治局の議決第四九条による権力組織において、まだ政治的变化はないということである。

(6) 地方政權について(第Ⅸ章)

今般の一九九二年憲法の修正の際、地方政權の規定は、最も重要かつ取扱いが困難な個所だったとされている。⁽¹²⁾一九九二年憲法修正草案の地方政權についての規定は多くの論者が最も興味を持ち、論争し、意見を提出した規定の一つであった。⁽¹³⁾

二〇一三年修正憲法において、地方政權の規定は、以前と同様に、第Ⅸ章におかれているが、名称が、「人民評議会および人民委員会」から、新しい名称「地方政權」へと変わった。現行憲法の第Ⅸ章は、七箇条あり、一九九二年憲法にくらべて、一箇条減っている。

内容については、憲法の第Ⅸ章は、一九九二年憲法の第Ⅸ章の規定を踏襲しながら、以下のいくつかの点において、修正、増補が施されている。

第一 新憲法は、縦割り型の国家権力行使の組織に関する、また民主制に関する、さらに中央政權と地方政權との関係、そして地方政權の活動組織の改革に関するベトナム共産党の多くの改革に関する考えを具体化している。

第二 新憲法は、中央直轄市の中の郡、県、市に相当する行政単位と、特別行政、経済単位についての新しい規

定を追加している（第二一〇条第一項）。

第三 新憲法は、行政単位の設定、解体、合併、分割、境界の調整についての新しい規定を追加している。

第四 新憲法は、地方政権の組織についてより明確に規定している。

第五 新憲法は、地方政権の任務、権限に関して規定する新しい条項を増補している。中央政権との関係における地方政権の地位は、新憲法において、より明確に定められた。

第六 新憲法は、地方政権に任務を与える際の、上級の国家機関の責任を定めている。

第七 新憲法は、人民評議会の権限を規定している。第一一三条第二項によると、人民評議会は、法律が定める地方の各問題を決定する。地方における憲法および法令の遵守並びに人民評議会の議決の実施を監察する。⁽¹⁴⁾

（7）国家選挙評議会について（第X章）

「国家選挙評議会は」人民主権を十分に、より深く表し、人民が自らの主権を十分に行使できる仕組みを生み出し、「選挙規定を改善する方向に沿って、直接民主制の形式を強化する」という党の方針の一つを具体化することを目指している。新憲法は、国家選挙評議会について概括的に規定し、その組織と活動についての具体的な問題は法律によって定められる。

（8）国家会計検査院について（引き続き第X章）

新憲法は、また、独立の憲法の定める制度として、国家会計検査院を規定しているが、このことは、国家の会計検査の活動の実施という意味にかなない、そして、国際的な通例にも合致している。

三 継続して憲法を改善していくに際してのいくつかの問題

二〇一三年憲法は出来上がったばかりであるが、新憲法の成果と改善に基づいて、また憲法修正の研究と議論と立憲主義の「典型的なモデル」に基づいて、以下に二〇一三年憲法の改善を研究する必要性について、いくつかの問題を挙げさせていただきたい。

1 政治制度に関連して

・新憲法は、憲法の各規定を「法律化」する要請に基づき、ベトナム共産党の指導に関する法律制定追求のため、憲法上の前提を設けなければならない。これは、法治国家の下での党の指導的役割を法によって保障するという目的のために必要なことである。おそらくこれは、指導と管理を分け、（しばしばまだそう望まれているように）党が国家の活動に干渉し、代行しないようにするという目的のため、党の指導を刷新する重要な道具となるだろう。

・国家機関の組織と活動が「民主集中制」である、という原則を変えることを検討する、少なくともその原則を「内容的に」明確にする必要がある。なぜなら、これまで、この原則の、内容ないし各要素は明確でなく、實際上、各権力に属する様々な国家機関に対して、統一的に適用することが難しかった。加えて、この原則は、国際社会における各国の憲法の間では、かなり特殊な原則である。

・現代の民主主義は、自由投票を伴った民主主義である。自由投票は、ほとんどの先進的な民主主義国が採用している五原則の一つである。従って、第七条（まだ五原則中四つしか踏まえていない）に、自由投票の原則を加えるべきではないだろうか。

2 人権の擁護と、憲法の擁護

新憲法は二〇一三年一月二八日に国会を通過したが、その中に人権に関する第Ⅱ章があり、そこには進歩が見られるが、人権の規定をよりよく実現するために、さらに議論しなければならない問題がいくつか残されている。その際重要なことは、人権が法治国家の秩序における、社会的生活、法的生活の中で現実化されることである。

(1) まず初めに認めなければならず、憲法でまだ明確にされていないことは、人権に関する憲法規定が最高の効力を持っていること、そして直接適用される可能性がある、ということである。このことは、憲法の規定を具体化する法律が必要かどうかに関連して、非常に重要な意味をもっている。ここで注意すべきなのは、以下の点である。

・法律を制定しようと欲しているのは国家の側であり、国家の利益のためである。決して市民、あるいは人類が欲しているのではない。従って、法律、ましてや法令がまだないという理由を引き合いに出して、人権を適用しない、あるいは「適用を」延期するということは許されない。ここで付け加えておきたい問題は、国家の法律制定の責任と、義務を明確にする必要がある、ということである。なぜなら、不作為もまた行為であり、その考え方によれば、憲法を実行するための法律を制定しないこともまた、憲法違反だからである。

・人権理論は、人権を絶対的権利(例えば人格権)とそれ以外のグループに分類している。それによると、絶対的権利に対しては、これを制限する条件を設けることはできない。一方で、その他の権利の実現については段階があり、手続と具体的条件が必要である。

(2) 第Ⅱ章だけでなく、今回の憲法は、民主的で進歩した国家において、人権を守り、促進する重要な体制である、国家人権機関の設立の可能性についての規定を欠いている。国家人権機関は、「市民が、国家人権機関に、

国家によって侵された自らの人権を守るための援助を要請できる」ための体制であるということが保障されなければならない。現在でも、我々は、人権に関する体制をすでに持っているが、それは、市民とあらゆる人にとつての拠り所ではなく、国家にとつての拠り所であるに留まっている。

(3) 憲法は、人権の実現を保障するための重要な法的根拠である。従つて、人権が厳格に実行されるために、憲法が遵守されなければならない。憲法の擁護は、法治国家の秩序において、憲法裁判の制度を通してのみ実現する。多くの人が、憲法裁判は、もっぱら法律の合憲性のみ審査するものだと考え、人権を守るという目的を忘れている。

間接的に言えば、各法令の合憲性もまた、人民を守ること、人を守ることに対する保障であるといえる。なぜなら、人民主権という環境で出来上がった結晶である「人」というものは、制憲権の真の主人であるからである。憲法裁判は、実質的には人権裁判である。なぜなら、通常は、憲法裁判は、国家の側からの人権違反について判決を下す場であるからである。この考え方に従えば、国家人権機関と憲法裁判は、法治国家の下で、人権を守るための有効な道具となる。惜しむらくは、ベトナムは、この二つの制度をまだ有していない。⁽¹⁵⁾

3 経済制度について

社会主義志向の市場経済というモデルは、国際経済の秩序と比べて、かなり異質な表現になっている。しかし、そのことよりも、このモデルの現実的な要素と価値を見つけることのほうが重要である。国家の経済における主導的役割という点にこのモデルの特徴を見いだすことは、市場経済体制の大枠の建設と発展の前提としてふさわしくないように見える。それは、現代ベトナムにおける、この分野での、生産力、品質、効率、安定度、親和性の各基

準に則った、実際の成長能力について言及していない。従って、中長期的に、この憲法に規定された経済体制は見直すべきである。

4 国家機構の組織について

分担、協同、抑制（お互いに）される権力秩序において、また法治国家の権力を組織する要求のもとで、執政府を「国会の執行機関」とあるとしているのは理解に苦しむ。

すべての人類は、現在、地方自治の原則に従って国家の執行システムを構築する流れにある。おそらくそれは、民主主義をつくり上げるのに必要な流れである。しかし、この原則は、まだベトナムでは憲法で規定されていない。換言すれば、憲法にその基礎、前提となるものがまだないのである。

付記：二〇一三年憲法の和文については、基本的にJICA「法・司法制度改革支援プロジェクトフェーズ2」による和訳(http://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/ku57pq00001j-att/legal_03_2014.pdf)に依拠するが、必要な場合には訳者の裁量で補正している。

- (1) ファン・チュン・リー「ベトナム社会主義共和国憲法―民主的、法治主義的で進んだ憲法」『立法研究』第一号（二〇一四年）。
- (2) 新しい一二箇条（第一九条、第三四条、第四一条、第四二条、第四三条、第五五条、第六三条、第七八条、第一一二条、第一一二条、第一一七条、第一一八条である）。
- (3) 七箇条（第一条、第二三条、第四九条、第八六条、第八七条、第九一条、第九七条）が一九九二年憲法の条文のままであったが、内容面から考えると、一九九二年憲法の一二箇条がそのまま残された」と言ってよい」（第一三条は一九九

- 二年憲法の第一四一条、第一四二条、第一四三条と第一四四条を、内容を変えずにひとまとめにしたものである。
- (4) グエン・ティ・ヴィエット・フォン「ベトナム共産党の指導に関する修正憲法における規定のいくつかの実施内容」『国家と法律』第六号（二〇一四年）。
- (5) ファム・ヒエウ・ギ「修正憲法における、人権、市民の権利と義務」『国家と法律』第一号（二〇一四年）。
- (6) 例えば、フランス憲法やドイツ連邦共和国憲法など。
- (7) ホアン・フン・ハイ「人権、市民権の強化、発展による、一九九二年憲法の改善」『立法研究』第三号（通算二一一号）（二〇二二年）一八頁。
- (8) 例えば、グエン・ニュー・ファット、グエン・ヴァン・ドン、グエン・ダン・ズン、ヴァ・コン・ザオなどである。
- (9) グエン・ニュー・ファット『ベトナム社会主義共和国憲法―新時代における国家の全面的改革のための政治的、法理的土台』（労働社会出版、ハノイ、二〇一四年）。
- (10) ファン・チュン・リー、前掲論文。
- (11) ヴウ・トウ「執政府と運用、執行の問題についての修正憲法の規定」『国家と法律』第六号（二〇一四年）。
- (12) 一九九二年憲法修正検討委員会によって、二〇一三年八月二十八日にホーチミン市で開かれた一九九二年憲法修正草案の中の地方政権についての座談会の開幕の辞での、グエン・シン・フン国会議長の意見。
- (13) デイン・スウアン・タオ、「地方政権についての憲法規定の具体化」『ベトナム共産党』電子版（二〇一四年三月一日）。
- (14) グエン・ドゥック・ミン、『憲法改正の結果とその行使の問題についての学会における報告』（国家と法律研究所、ハノイ、二〇一四年四月一七日）。
- (15) グエン・ニュー・ファット、前掲書。